

世界と日本の森林を守るために。

取り扱う木材の 合法性の確認が 必要です。



2017年5月

「クリーンウッド法」がスタートしました。

合法伐採木材の利用をつよく推進する制度です。

この冊子では、クリーンウッド法*のあらままと、事業者の皆さんにどのように関わってくるのかを紹介します。

※「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)

Q

クリーンウッド法って？

A

合法性の確認された木材の流通や利用を進めるための法律です。

違法伐採問題に対処するため、政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考えのもと、2006年4月から、グリーン購入法に基づく政府調達において、その対象となる木材・木材製品については、合法性が証明された木材とすることを決めました。

このような取り組みを政府だけでなく、民間の調達まで拡大するしくみとして、2016年5月「クリーンウッド法」が制定されました(2017年5月施行)。

この法律は、**民間の木材関連事業者**に、**取り扱う木材等**について、**木材が伐採された国の法令に適合して伐採されたことの確認(合法性の確認)**を促し、**合法性の確認ができた木材等の流通や利用を促進**するものです。



Q

違法伐採が 問題なわけは？

A

地球環境の悪化をはじめ、
さまざまな**悪影響**があるため

違法伐採とは、その国の法令に違反した伐採のこと。全世界の森林伐採の15～30%が違法伐採だと指摘されています。

違法伐採は、その国の木材収入や税収の損失をはじめ、ゲリラ・テロ組織への資金供給、自然環境や生態系の破壊など、さまざまな問題を引き起こします。

さらに、違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、違法伐採の悪影響は、その国だけでなく全世界に及びます。



地球温暖化で南極の氷が溶けると、水没する都市もあるといわれます。

Q

どんな木材に対して 取り組みを行うの？

A

「木材」および「木材を加工し、
または主な原料として製造した
家具、紙等」

わが国や原産国（木材が伐採された国）の法令に適合して伐採された樹木を原料とした木材、製材・加工製品のことを合法伐採木材といいます。木材関連事業者は、取り扱う木材、製材・加工製品が合法伐採木材かどうか、合法性の確認を行います。

クリーンウッド法の対象となり、**合法性の確認を行う木材等とは、「木材」および「木材を加工し、または主な原料として製造した家具、紙等」**です。具体的には以下の通りです。

対象となるのは…

木材



丸太（間伐材も含みます）、単板、突き板、製材、集成材、合板、単板積層材、木質ペレット、チップ状また小片状の木材など

建材



フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち、木材を使用したものなど

家具



いす、机、収納用じゅう器（ロッカー等）、棚、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレーム

パルプ紙



木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー

Q

木材関連事業者ってだれのこと？

A

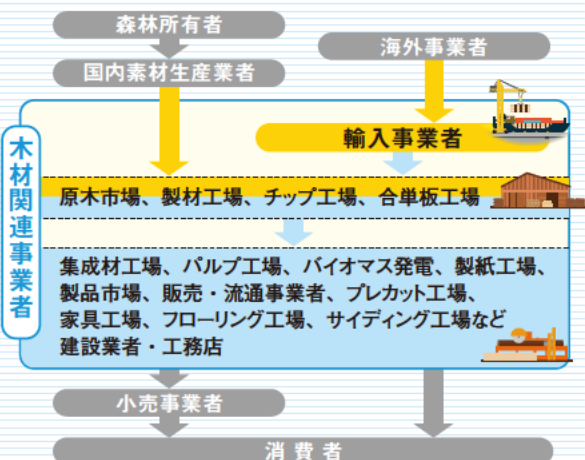
木材の加工・流通に関連するあらゆる事業者です。

クリーンウッド法に基づき合法性の確認を行う木材関連事業者は、木材加工・流通に関係するあらゆる事業者が含まれます。

国産材については、森林から伐採された丸太を最初に購入して製材、合板、チップ等への加工を行う事業者、これらの事業者から半製品を購入して集成材、ペレット等への加工・製造を行う事業者やバイオマス発電を行う事業者など多岐にわたり、最下流は家具、紙等の加工・製造を行う事業者、木材を使用する建設業者・工務店といった事業者まで含まれます。

輸入材の場合は、丸太や木材製品、家具などを輸入する事業者からこの流れが始まることになります。

木材関連事業者の範囲



第一種木材関連事業
第二種木材関連事業

※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもので
(木材等の輸出事業者は省略)

Q

信頼できる事業者の見分け方は？

A

信頼できる事業者のあかし 「登録木材関連事業者」

積極的に合法伐採木材利用に取り組む木材関連事業者の登録制度が始まりました。これは、合法伐採木材の利用に適切かつ確実に取り組む木材関連事業者が、登録実施機関（国に登録された第三者機関）に対して、その取組内容を申請・登録し、「登録木材関連事業者」という名称を用いることができるというしくみです。登録を受けた事業者は、合法伐採木材を適切に取り扱う事業者として市場からの高い評価が期待できます。



登録木材関連事業者

Q

合法性の 確認方法は？

A

証明書類や国が提供する情報などに基づいて確認します。

木材は、原料原産地を確認しただけでは、違法伐採木材を見分けることは困難です。第三国で加工されたり、合法伐採木材と混ぜられて偽装されたりするからです。

このため、合法性の確認は、樹種、伐採国、合法性を証明する書類などに基づいて確認するしくみが整えられています。

木材・木材製品の合法性は、取り扱う木材関連事業者が確認します。合法性を確認するための関連情報は、国が提供することになっています。



川上の 木材関連事業者 ▶

(輸入業者、丸太搬入業者、
製材業者、流通業者等)

樹種・伐採地、合法性
証明書等の情報
および国が提供する
情報に基づき
合法性を確認



川下の 木材関連事業者 ▶

(製材業者、流通業者、
建築業者、家具業者、
製紙業者等)

購入先が発行する
合法性を確認できた
とする書類に基づき
合法性を確認

●消費者の皆さんへのお願い

学校、市民ホール、自治体庁舎などの公共建築物では、すでに合法伐採木材の利用を進める取り組みが進められています。

このような皆さんの身の回りの木質空間への合法伐採木材利用の取り組みへの理解を深めて頂くと同時に、これからは皆さんのご家庭でも合法伐採木材への理解を深めて頂くことが大切です。

たとえば、皆さんが住宅や家具、木の玩具を購入するとき、合法的に伐採された木材を原材料にしているかを気にかけて欲しいのです。

世界と日本の森林を守るためにも、木材・木材製品をご購入の際には、合法伐採木材をぜひお選び下さい。



クリーンウッドナビ

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

林野庁林政部木材利用課

一般社団法人 全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F

TEL.03-3580-3215 FAX.03-3580-3226